教員養成セミナー9月号 動画講義

> 12ヵ月完成 教職・一般教養 パワーアップノート

◆第12回◆教育時事② 障害のある幼児児童生徒に対する教育支援 児童虐待

講師:本田辰雄

過去の良問

次の各文は,「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)について述べたものである。正しいものを2つ選べ。(岩手県2019)

解答(2)、(4)

- (1) 「15%以上」ではなく、「6.5%」
- (3) 「個別の指導計画」ではなく、「個別の教育支援計画」
- (5) 「所管する教育委員会」ではなく、「校長」

次の各文は,「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)の「第3部 学校用 通常の学級の担任・教科担任用」について述べたものである。誤っているものを選べ。(千葉県2019年)

解答(1)

(1) 通常の学級の担任・教科担任は,自身の学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることを常に想定し,その可能性がある場合は保護者に医療関係への受診を勧める。 正しくは、「学校組織を活用し、児童等のつまづきの早期発見に努めるとともに行動の背景を正しく理解するようにする」

次の各文のうち,児童虐待への対応について,正しいものの組み合わせを選べ。(群馬県2019年)

解答(4)

- ①「時間をかけて事実関係を調査し、虐待の事実が確定した時点で」ではなく、「速やかに」
- ②児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類
- ④児童虐待防止法第13条の4によると、市町村や児童相談所から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は提供することができるとされており、守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解される

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)では、 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町 村や児童相談所等に通告しなければならないとしている。学校が 通告を判断するに当たってのポイントとして、誤っているものを 選べ。(島根県2019年)

解答(5)

- (5) 通告により学校と保護者との関係の悪化が懸念されるため, 保護者との良好な関係の維持を優先すること
- →正しくは「保護者との関係悪化等を懸念し過ぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべき」と示されている。

発達障害を含む障害のある 幼児児童生徒に対する教育 支援体制整備ガイドライン

-マ1)発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

● 特別支援教育の対象 各学校において行う特別支援教育の対象は,<u>特別支援学級は</u> もとより, (1 **通常の学級**)を含む, **全ての教育上特別の 支援を必要とする児童**等である。特別支援教育は,学校教育法 第81条第2項各号に記載されている障害種のみならず,あらゆ る障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を 指している。

に対する教育支援体制整備ガイドライン

● 特別支援教育の対象 法律上は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するた めの教育を行うものとされているが、これは必ずしも、医師に よる障害の診断がないと特別支援教育を行えないというもので はない。児童等の**教育的ニーズ**を踏まえ, (2 校内委員 会)等により「障害による困難がある」と判断された児童等 に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要がある。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

● 特別支援教育の対象 特に, 小・中学校の(1 通常の学級)に, (3 6.5%)の割合で、学習面又は行動面において困難のある児童 等が在籍し, この中には発達障害のある児童等が含まれている 可能性があるという推計結果(平成24年文部科学省調査)もあ り,全ての教員が,特別支援教育に関する一定の知識や技能を 有することが求められている。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

● 特別支援教育の対象 また、特別支援教育を基盤として、(4 障害の有無)に かかわらず、全ての児童等が互いの違いや個性を認め合う学 校・学級作り、そして、全ての児童等の成長を促進する基盤的 な環境整備が進められることが、ひいては共生する社会の実現 につながる。

171 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●校長の役割
- •特別支援教育を柱とした学校経営

校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責 任者として, 自らが特別支援教育や障害に関する認識を深める とともに, **リーダーシップを発揮しつつ**, 学校経営の柱の一つ として,特別支援教育の充実に向けた学校内での**教育支援体制** の整備を推進する。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●校長の役割
- (1 校内委員会)の設置と運営 校長のリーダーシップの下,全校的な教育支援体制を確立し, 教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の 検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会((1 校内 委員会))を設置する。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●校長の役割
- (2 特別支援教育コーディネーター)の指名と校務 分掌への位置付け

校長は、学校内の関係者及び関係機関との連携調整並 びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディ ネーターの役割を担う者を**指名**し、校務分掌に位置付け て特別支援教育を推進する。

テーマ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●校長の役割
- (3 個別の教育支援計画)及び(4 個別の指導計画)の作成 と活用・管理
- 校長は、学校内での(3 個別の教育支援計画)及び(4 個別 の指導計画)を作成し、活用を進めるとともに、適切に管理する。 支援の実施状況については、(1 校内委員会)において、定期 的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが 大切である。
- (3 個別の教育支援計画)は、関係機関と共有したり、進学先 の学校へ引き継いだりすることでその目的を果たすことができる。 (4 個別の指導計画) も同様。個人情報の扱いに注意すること。

テーマ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●特別支援教育コーディネーターの役割
- •学校内の関係者や関係機関との(1 連絡調整) 特別支援教育コーディネーターは,学校内の関係者や教育, 医療,保健,福祉,労働等の関係機関との(1 連絡調整), 保護者との関係づくりを推進する。 特別支援教育コーディネーターは, 児童等の状況の共有や, 課題**の明確化,今後の具体的な支援内容や方針の確認等**を行う (2 ケース会議)の計画を立てる。

テーマル発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●特別支援教育コーディネーターの役割
- •学校内の関係者や関係機関との(1 連絡調整) その際、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を <u>求め</u>, 家庭や通級による指導等の場面における情報を収集でき るよう、(1 連絡調整)を行うことが望まれる。 ケース会議の結果を**校内委員会**で報告し,全校の教職員間の 共通理解を図ることが重要だが, 指導内容や指導方法を校内委 員会で提案することは義務付けられていない。

プーマ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- ●特別支援教育コーディネーターの役割
- •各学級担任への支援

特別支援教育コーディネーターは**, 各学級担任**からの相談に 応じ,<u>助言又は援助等の支援を行う</u>。

•巡回相談員や専門家チームとの連携

特別支援教育コーディネーターは, 巡回相談員及び専門家

<u>チームとの連携を図る。連携に基づいて</u>,個別の教育支援計画 等や支援内容の改善につなげていく。

対象児童等のアセスメントは, 専門的知識を有する巡回相談 員などの専門家が行うことが基本である。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •気付きと理解

通常の学級の担任・教科担任は,<u>自身の学級に教育上特別の</u> 支援を必要とする児童等がいることを常に想定し, 学校組織を 活用し、児童等のつまずきの(1 早期発見)に努めるとと もに行動の背景を正しく理解するようにする。

テーマル発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •気付きと理解

児童等に障害の可能性が考えられる場合は, 決して一人で抱 え込まないこと。障害の特性について正しく理解し, 適切な指 導や必要な支援につなげていくために, 特別支援教育コーディ **ネーター**やスクールカウンセラー等に相談する。その後,必要 に応じて,対応について,校内委員会,ケース会議で検討し, (2 組織的な支援)を得られるようにすることが大切であ る。

-マ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理 通常の学級の担任は, 特別支援教育コーディネーターと連携 して,教育上特別の支援を必要とする児童等の**個別の教育支援** 計画及び個別の指導計画作成の中心を担い,適切な指導や必要 な支援に生かす。

テーマル発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •通常の学級の担任・教科担任による支援,指導の実際 通常の学級において,教育上特別の支援を必要とする児童等 に対して適切な指導や必要な支援をするとともに,温かい学級 経営及び分かりやすい授業を心がける。

教育上特別の支援を必要とする児童等に行う個別の支援につ いて, 周囲の児童等に説明を行う際は, 困難さや苦手さについ て理解を求めるのみでなく,その<u>児童等の良さや頑張り等の良</u> い面を積極的に伝えることが大切である。

テーマル発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み

通常の学級の担任・教科担任は,教育上特別の支援を必要と する児童等への適切な指導や必要な支援を行うために, 校内外 の様々な人材や組織を活用する。

児童等への特別な支援等が求められた場合、学校は(3 専 門スタッフ)を配置し, (4 チーム)として教育活動を 提供していく体制を整える。

アーマ1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒 に対する教育支援体制整備ガイドライン

- 通常の学級の担任・教科担任の役割
- •通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み

その際, 特別支援教育コーディネーターを中心に, 校内委員 会において校内の人材や専門的な支援が可能な関係機関を洗い 出していく。校種や学校の状況によって違いはあるが, 通常の 学級の担任・教科担任として、(5 通級担当教員), (6 特別支援学級担任)及び(7 養護教諭)並びにスクール カウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図 る。

- ●学校・教職員の役割, 責務
- ① 虐待の(1 早期発見)に努めること(努力義務)(児童虐待防止法第5条第1項)
- ② (2 虐待を受けたと思われる子供)について,市町村(虐待対応担当課)や児童相談所等へ**通告**すること(**義 務**) (同法第6条第1項)
- ③ 虐待の**予防・防止**や虐待を受けた子供の保護・自立支援 に関し,関係機関への協力を行うこと(**努力義務**) (同法第 5条第2項)
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること(努力義務)(同法第5条第3項)

- ●学校・教職員の役割, 責務
- ●虐待には, (3 身体的虐待), (4 性的虐待), (5 ネグレクト), (6 心理的虐待)の4種類 がある。
- ●保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に(7 伝えない)こととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要がある。

- ●学校・教職員の役割, 責務
- ●<u>市町村や児童相談所</u>から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、<u>提供することができる</u>(児童虐待防止法第13条の4)。
- •転居先・進学先の学校に対して、指導要録や健康診断票、 虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて必要な情報を適切 に伝えることが重要である。(各学校に適用される個人情報 の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに 他の学校に提供できる)

- 通告の判断のポイント
 児童虐待防止法では、(2 虐待を受けたと思われる子供)を発見した者は、(8 速やかに),市町村や児童相談所等に通告しなければならない。
- ① 確証がなくても通告すること (誤りであったとしても責任は問われない)
- ② <u>虐待の有無を判断するのは(9 児童相談所等の専門機</u> <u>関)であること</u>
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に(10 当たらない)こと

- ●通告後の対応
- ●学校に通学・通園できない場合
- 一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について,一定の要件を満たす場合には,当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

- ●通告後の対応
- ●進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において,虐待ケースとして進行管理 台帳に登録されている幼児児童生徒等については,市町村や児童相 談所からの求めに応じ,おおむね(11 1ヵ月に1回)程度, 対象となる幼児児童生徒の出欠状況等を<u>書面にて情報提供すること</u> が必要である。

要保護児童等幼児児童生徒が,その理由の如何にかかわらず,休 業日を除き引き続き(12 7日以上)欠席した場合,(8 速 やかに)市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に<u>情報提供する</u> ことが必要である。 教員養成セミナー9月号 動画講義

> 12ヵ月完成 教職・一般教養 パワーアップノート

◆第12回◆教育時事② 障害のある幼児児童生徒に対する教育支援 児童虐待

講師:本田辰雄